

公益社団法人西入間青年会議所会員資格規程

第1章 目的

第1条 この規程は公益社団法人西入間青年会議所定款に基づきこの法人の会員資格及び入会希望者の取扱いに関する事項を定めるものとする。

第2章 入会

第2条 この法人に正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

第3条 理事会は、入会資格調査を会員開発に関する委員会へ委託する。

第4条 会員開発に関する委員会は、入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を調査し、その結果を理事会に答申する。

第5条 理事会は、答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。

第6条 正式入会の認否は、理事会において出席理事の過半数の賛成をもって入会を承認する。

2 入会が承認された入会希望者に対し、理事長は、その旨を通知する。

第7条 入会を承認された者は、入会金及び会費の納入をもって正会員となる。ただし、入会承認後1ヶ月以内に会費等の納入をしない場合はこの限りではない。

第3章 会費等

第8条 定款第8条に定める入会金並びに会費は、次のとおりとする。

入会金	正会員	金	20,000円
	特別会員	金	30,000円
	名誉会員	金	0円
	賛助会員	金	0円
会費	正会員	金	100,000円（年会費）
	特別会員	金	0円
	名誉会員	金	0円
	賛助会員	1口金	10,000円（年会費1口以上）

2 正会員は、毎年12月31日までに、翌年度の会費を納入しなければならない。

ただし、届出をすることにより12月31日までと4月30日までに均等分納できる。

3 正会員が年初に入会を承認されたときは会費を全額とし、途中入会については、入会を承認された月より月額8,500円の月割りとする。

4 特別会員は、会員になりたるときより1ヶ月以内にその入会金を納入しなければならない。

5 賛助会員は、毎年1月末日までにその会費を納入しなければならない。ただし、年度途中入会の場合は、その入会のときに納入する。

第9条 入会金及び会費の使途は10分の4を公益目的事業会計、10分の6を公益目的事業会計以外の会計とする。

第4章 会員資格の喪失

第10条 会員は退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 退会届を提出した日を退会確定日とする。ただし、定款第8条に定める支払義務を履行していない場合は、この限りではない。

3 退会確定日が6月30日以前の場合、特に必要と認められるときは、理事会の決議をもって、第8条に定める年会費を半額免除することができる。

第11条 定款第8条に定める支払義務を履行しない正会員に対しては、総会の決議によって除名することができる。

2 前項の決議を行うには、次の手続きを必要とする。

(1) 財務担当理事は、定款第8条に定める支払義務を履行しない正会員の氏名をすみやかに理事会に報告する。

(2) 財務担当理事は、当該正会員に直ちに文書で会費納入の督促をすると共に次回理事会において、その結果を報告する。

(3) 督促にもかかわらず支払義務を履行しない正会員に対しては、理事会の決議に基づき理事長は文書によって、納入期限を定めた督促を行わなければならない。

(4) 前2号に規定する督促にもかかわらず、支払義務を履行しない正会員は定款第10条の規定により除名することができる。

第12条 正会員は例会及び委員会に対して出席義務を負うものとし著しく出席率の悪い正会員は、次の手続きにより除名することができる。

(1) この法人の例会で欠席が連続して4回を越えた場合、理事会の決議に基づき、理事長は文書をもって除名となる旨の警告をする。更に理事長は、本人に面接して出席要請等を行い、その結果を理事会に報告しなければならない。

(2) 前号の出席要請にもかかわらず改善が認められない場合、当該会員を退会届の提出がなくても総会の決議によって除名することができる。理事長は、その旨を本人に文書をもって通知する。

第5章 休会

第13条 正会員は1ヶ月以上の病気または海外出張及び3ヶ月以上の長期にわたって会員としての活動ができないと思われるときは、所定の休会願に定める事項を記入し、理事長に提出しなければならない。

2 休会の申出は、委任状により代理人によってこれをなしうる。ただし、代理人は正会員たることを要する。

第14条 休会は、理事会によって承認されることを要する。申出人は、その翌日より承認された期間（但し、当該年度を限度とする）休会中の会員となる。

2 休会中の会費は、これを免除しない。

第15条 休会中の会員は、その権利の行使を停止する。

第16条 休会の期限到来により、もしくは、期限到来前に復帰しようとするときは、理事長に申出なければならない。

第17条 休会中の会員が休会期限の延長を希望する場合には、本人又はその代理人が、その事実を記した文書をもって理事長に提出しなければならない。ただし、正当な理由なく当該期限が翌事業年度を超えるときは、総会の決議により除名することができる。

第6章 特別会員

第18条 定款第6条第1項第2号に該当する者は所定の入会申込書を提出する。

第19条 特別会員の在籍は45歳までとし、以後はその資格を喪失する。

第20条 理事長経験者は、終身特別会員となることができる。

第21条 特別会員は、この法人のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の議決権及び選挙権並びに被選挙権を有しない。

第7章 名誉会員

第22条 この法人の正会員及び特別会員でない者で、この法人の設立発展に功労のあった者は、理事会の推薦により名誉会員となる。

第23条 名誉会員は、この法人のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の議決権及び選挙権並びに被選挙権を有しない。

第8章 賛助会員

第24条 定款第6条第1項第4号に該当する者は理事会の決議により賛助会員として入会することができる。ただし、会費を納入しないときは総会の決議により除

名することができる。

2 会員資格は1ヶ年限りとする。

第25条 定款第6条第1項第4号に該当する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

第26条 賛助会員は、この法人のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の議決権及び選挙権並びに被選挙権を有しない。

第9章 顧問

第27条 顧問は、この法人の正会員でなく、青年会議所の活動に対して適切な指導または助言を与える者で、原則として任期は1ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

第10章 細則

第28条 この規程の施行に関する細則は、理事会の決議によって定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。